

令和元年第10回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年10月25日（金）午後1時30分から2時50分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	5番	西岡 大作
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	10番	有澤 節子
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員（3人）

	6番	栗山 浩和
	9番	山内 芳幸
	11番	西岡 秀輝

5. 出席農地利用最適化推進委員（2人）

井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）
について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人です。欠席委員は、6番栗山浩和委員、9番山内芳幸委員、11番西岡秀輝委員で、所用のため欠席との連絡がございました。次に事務の概要報告をいたします。

10月16日に、高知県農業担い手対策課長、高知県農業会議局長及び高知県農業公社専務理事が来庁し、内川会長、長野次長及び岡村農林課長補佐と人・農地プランの実質化に向けた取り組み等に関して意見交換を行っております。

10月16日に、大阪市で農業委員会職員全国研究会が開催され、岡田係長が出席しております。

10月18日に、田野町で令和元年度農業委員会研修会が開催され、委員12名と事務局2名が出席しております。

10月21日に、農業委員会3役打ち合わせ会を行い、内川会長、野町会長職務代理、大久保会長職務代理、岡田係長が参加しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び西岡大作委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は7件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山丙の6筆で、面積は全部で2,872㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の21筆で、面積は全部で19,022.21㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北甲の2筆で面積は合計で243㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり井ノ口甲の3筆で面積は合計で2,105㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北甲及び栃ノ木の14筆で面積は1,313㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり西浜の4筆で面積は全部で1,313㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は7ページです。今回は2件申請が提出されています。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口甲の1筆で、地目は田で、面積は443㎡です。売買による所有権移転の申請でナスを作付する予定となっております。

所在地につきましては、8ページ左に地図がございます。

井ノ口高台寺集落の東に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては10月9日に西岡大作委員と小松昌平委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり下山の1筆で、地目は田で、面積は1,378㎡です。

贈与による所有権移転の申請で小夏が作付されており、引き続き栽培する予定であります。

所在地につきましては、8ページ右に地図がございます。

下山西地集落の北東に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては10月21日に内川昭二会長と大久保暢夫委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は西岡大作委員、お願いします。申請番号2番は私がします。

5番西岡委員 10月9日に長野さんと小松委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1番内川委員 10月21日に長野君と大久保委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は9ページです。今回は1件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津

の1筆です。地目は田で、面積は1,127㎡となっております。

当初は令和元年10月1日から令和2年9月30日まで1年間の利用権の設定がされておりましたが、借受者が変更になるとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から3番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、福本隆憲委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います

(福本隆憲委員退席)

事務局(長野) 議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から3番について説明いたします。議案書は10ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,138㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で12,000円の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、11ページ左に地図がございます。土居の野良時計の南東に位置する農地です。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,100㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は809㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、11ページ右に地図がございます。土居西木戸集落の西に位置する農地です。

申請番号1番から3番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に

記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から3番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から3番については原案どおり決定いたしました。

議案第3号、申請番号1番から3番の審議が終了しましたので、福本隆憲委員を呼んできてください

(福本隆憲委員着席)

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号4番から6番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号4番から6番について説明いたします。議案書は10ページになります。

まず、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,421㎡です。ナスを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、12ページ左に地図がございます。赤野のレストラン矢流の北東にある八流山のほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は571㎡です。ナスを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、12ページ右に地図がございます。赤野東赤野集落の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号6番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。
申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,735㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で80,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。赤野の八流のバス停の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号4番から6番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号4番から6番については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第5号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書14ページになります。

報告第5号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は3件提出されております。

届出番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆、地目は畑で、面積は2,617㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で設定する計画です。このたび、9月26日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆、地目は田で、面積は1,872㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり100,000円の条件で設定する計画です。このたび、9月26日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆、地目は田で、面積は1,036㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で設定する計画です。このたび、9月26日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第6号、非農地証明願について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。議案書は15ページをご覧ください。

申請番号1番です。申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は舞川の10筆です。現地の写真をお配りいたします。

場所は畑山温泉よりさらに奥に行った舞川地区の3ヶ所に分かれたところ。登記簿地目は田、現況地目は田と山林です。地図は16、17ページをご覧ください。

50年前に植林を行い現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も山林として評価されていることを確認しているものもありますが、現地を確認した結果、15年以上経過していると思われる桧等が緑林されております。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年10月10日に大久保暢夫委員、小松茂雄委員、小松光正委員に確認していただきました。

続きまして、申請番号2番です。申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は西浜の1筆です。現地の写真をお配りいたします。

場所は津久茂コミュニティーセンター横の市道を穴内方面に行った馬ノ丁集落内にあるところ。登記簿地目は畑、現況地目は宅地です。地図は18ページをご覧ください。

昭和29年建築を行い現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として評価されていることを確認しております。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年10月10日に渡辺禎宏委員、

竹内忠吉委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は大久保暢夫委員、小松茂雄委員、お願いします。申請番号2番は渡辺禎宏委員、竹内忠吉委員、お願いします。

2番大久保委員 10月10日に岡田君と小松茂雄委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番小松委員 10月10日に岡田君と大久保暢夫委員と小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番渡辺委員 10月9日に岡田君と竹内忠吉委員と長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

14番竹内委員 10月9日に岡田君と渡辺禎宏委員と長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号、安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) それでは議案第7号の説明をさせていただきます。こちらは農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたものでして議案に載せていただきました。なお、こちらの中の整理番号7番で市庁舎建設による除外申請の案件がありますが、その内容説明のため、担当課職員が出席しております。

それでは整理番号1番から説明をさせていただきます。議案書は19ページをご覧ください。同時にA3の変更案件の除外理由書もご覧ください。

まず、整理番号1番から説明いたします。申出人、関係地は議案書に記載のとおりで、こちらは先ほどの非農地証明の議案で出ていました舞川の土地と同じく現況が非農地化して山林となっているため除外手続きをするものです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。こちらは、写真で見分かりますように非農地化している農地でありまして、非農地証明願を申請し所有権移転を行う予定となっています。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、現況が非農地化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しがないため、他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号2番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。議案書は19ページをご覧ください。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、21ページに地図を掲載しています。東赤野大橋から赤野の農免道路を東に行った場所にある農地です。除外後の用途は資材置場用地です。なお、写真で見分かりますように既に資材置場として使用されていますので、始末書が添付されております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、資材置場用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号3番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。位置につきましては、24ペ

ージ左に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は高速道路建設に伴う墓地移転用地です。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、個人墓地建設用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用区域には該当しません。

つづきまして、整理番号4番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。位置につきましては、24ページ右に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。内原野団地の北側で内原野池の南にある農地です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は自己住宅建築用地です。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、自己住宅建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農

用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号5番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。位置につきましては、25ページ左に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。赤野の八流バス停近くの住宅地に隣接した農地です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は自己住宅建築用地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、自己住宅建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号6番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。位置につきましては、25ページ右に地図を掲載しています。中ノ橋の東にある天正山を登ったところにある農地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、現地が非農地化しているので、非農地証明をとるための除外の申出となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、現況が非農地化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いもので、他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用区域には該当しません。

つづきまして、整理番号7番のご説明をさせていただきます。

議案書は20ページをご覧ください。市役所の庁舎の移転に伴う農用地利用計画の変更の申出ということになっておりまして、補足の資料としまして机の上に2枚の資料を置かしてもらいましたので、併せて確認をお願いします。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、26ページ左に地図を掲載しています。県道安芸中インター線と県道高台寺川北線の交差点の南西に隣接した農地です。

まず、事業の概要について説明させていただきます。

市庁舎は、昭和34年に東庁舎を建築して以降、業務の増加に応じて北庁舎、西庁舎、北別館、包括支援センターを現在の敷地内に増築し、最も古い東庁舎は建築後60年が経過したことによる老朽化や耐震性の不備、庁舎の狭隘化・分散化のほか、駐車場の不足などの課題を抱えていました。それに加えて、東日本大震災以降、南海トラフ地震に関する被害想定が公表され、最大クラスの地震による津波で6.5メートル浸水するという予測が示され、津波対策も大きな課題となっています。これらの課題を踏まえまして、市民の命を守ることを最優先として、南海トラフ地震など災害時にも機能できる市庁舎を早急に整備する必要があります。

事業者は安芸市、事業面積は13,690㎡です。全体計画としては職員数223人、庁舎建設に伴う概算事業費が約35億2千万円、庁舎建設以外の費用概算約4億円、3階建て、延べ床面積約5,800㎡、駐車場、駐輪場の整備を行います。造成計画は現状地盤より概ね1m程度の盛土を行い、アスファルト舗装を行います。東側及び北側から進入し、汚水は下水道に排水し、雨水は既設水路に排水するが、調整池を設け、大雨時の水量増加に対応します。

申請地の選定理由としては、建設地検討委員会での答申では、建設区域は「今後整備が予定されている地域高規格道路阿南安芸自動車道・安芸中インターチェンジ（仮称）北側から県道高台寺川北線付近」とし、「市役所は、いかなる災害においても機能することが必要不可欠な条件であり、有事の際には、速やかな職員の参集、アクセスの確保が可能であること、また、迅速なまちの復旧・復興に資する場所であること」とされ、この答申を基に、街から離れ過ぎないこと及び津波浸水予測区域外であることを条件として選定しました。また、

非農地、第2種農地及び第3種農地のいずれにおいても、街から離れ過ぎないこと及び津波浸水予測区域外で庁舎建設に必要となる一定面積を確保できる条件をクリアできる適地が無く、地権者の意向調査結果や市民の利便性、最も市街地から近く市役所へのアクセスのし易さ等から当該申請地（第1種農地）を選定した。

日照については、冬至時期の一定時間は日影が発生する可能性があるが、庁舎を3階建てとし、周囲の農地への影響は最小限に抑えられるような建物配置とします。令和2年8月頃開発協議申請を行い、令和3年3月の実施設計完了後、速やかに建築確認申請を行います。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、市役所の庁舎の転用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つづきまして、整理番号8番のご説明をさせていただきます。

議案書は21ページをご覧ください。位置につきましては、26ページ右に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は自己住宅建築用地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、自己住宅建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えら

れます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つきまして、整理番号9番のご説明をさせていただきます。

議案書は21ページをご覧ください。位置につきましては、27ページ左に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、携帯電話の基地局設置用地です。

次に農用区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、携帯電話基地局を設置するための用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用区域に該当するため担当部署に報告をしています。以上で、除外案件についての9項目について説明しました。

つきまして、用途区分変更について3案件の申出が出ておりまして、議案書の22ページになります。まず、整理番号1番のご説明をさせていただきます。

位置につきましては、27ページ右に地図を掲載しています。赤野のレストラン矢流を北に上がっていったところですが、現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途は農業用施設用地です。

議案書で説明しますが、土地改良事業についてですが、事業名は不明ですが、昭和39年に完了しております。都市計画区域外です。多面

的機能支払交付金対象となっておりますので、関係課に報告しております。

つづきまして、整理番号2番のご説明をさせていただきます。

位置につきましては、28ページ左に地図を掲載しています。穴内六丁集落内の農地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途は農業用施設用地です。

議案書で説明しますが、土地改良事業は実施されておられません。都市計画区域外です。多面的機能支払交付金対象となっております。

つづきまして、整理番号3番のご説明をさせていただきます。

位置につきましては、28ページ右に地図を掲載しています。先ほどの除外整理番号7番の除外申出地の北にある土居の農地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途は農業用施設用地です。

議案書で説明しますが、土地改良事業は実施されておられません。都市計画区域外です。多面的機能支払交付金対象となっておりますので、関係課に報告しております。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

4番千光士委員 用途区分変更の1番ですが、こんなに納屋を作って農業をやるがやろうか、所有者は高齢者だと思うが。

事務局（岡田）お孫さんが農業をする見込みができてきたので建てるらしいです。

4番千光士委員 それなら、えいです。

（他に発言等なし）

議長 他になければ採決をいたします。議案第7号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、については、原案どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）については原案どおり答申することに決定しました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野）来月の定例会は11月25日の月曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

その会の中で農業者年金の研修会を行います。11月16日に農協あき支所において「あきあいあい収穫祭」において農事相談を行います。大久保委員に出席をお願いしています。また、県農業会議より農業委員等の綱紀粛正について通知が別紙のとおりありましたので非常

勤の公務員としての自覚を持って職務を実施するようお願いします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。